

# ○社会福祉法人うきは市社会福祉協議会 地域生活支援活動助成要綱

(平成31年3月8日)  
(要綱第1号)

(目的)

**第1条** この要綱は、社会福祉法人うきは市社会福祉協議会福祉活動助成事業規程（平成17年規程第24号。以下「規程」という。）第7条に基づき、規程第3条第1号及び第3号に該当するもののうち、うきは市全域または町域、地区、行政区等を活動範囲としたボランティア団体及び地区自治協議会等が行う生活支援活動に対する助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象活動)

**第2条** 助成の対象は、次の各号に掲げる活動に要する費用とする。

- (1) 家事援助、買い物、ゴミ出し等の生活支援に関する活動
- (2) 通院や買い物に関する送迎サービス等の移動支援に関する活動
- (3) その他会長が認める活動

(助成対象団体)

**第3条** 助成を受けようとする団体は以下の項目をすべて満たしていることとする。

- (1) 代表者がいること
- (2) 団体の構成員が5名以上であること
- (3) 団体規約の整備等、団体事務が円滑に行われていること
- (4) 対象となる活動について当該地域等へ広く周知を行い、今後も継続的な活動が見込まれること
- (5) 当該活動において利用者より受け取る利用料等がある場合は、その金額が低額であること
- (6) 事業計画・事業報告・予算書・決算書が団体の総会にて承認を受けていること
- (7) 会計帳簿等の整備等、会計事務が円滑に行われていること
- (8) 特定の企業・法人・政党・宗教団体等から独立して運営していること

(助成申請書)

**第4条** 規程第2条に規定する申請書は、地域生活支援活動助成申請書（様式第1号）とする。

(助成の決定)

**第5条** 会長は、規程第2条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、助成金の交付の適否及び助成金の額を決定しなければならない。

2 助成金の交付の適否及び助成金の額については、地域生活支援活動助成決

定通知書（様式第2号）をもって申請者に通知するものとする。

（助成金額及び限度）

**第6条** 助成金額は、下表の区分ごとに定められた金額を上限とする。ただし、当該団体の各助成区分にかかる総経費のうち、2分の1を越えないこととする。

2 行政区を活動範囲とする団体への助成については、下表に定める助成上限額について、団体活動運営費はその3分の1を、団体研修費及び備品購入費については2分の1を助成の上限とする。

3 活動を新たに立ち上げた団体及び活動期間が1年未満の団体については、立ち上げ支援及び活動を円滑に進めるための助成金として、1団体につき50,000円を限度に助成できるものとする。

#### 地域生活支援活動助成額

助成区分	助成上限額	想定経費	備考
団体活動運営費	最大100,000円/年	印刷費、用紙代、電話代、会場借用料等	各区分にかかる総経費のうち2分の1を越えない範囲にて助成する。
団体研修費	最大30,000円/年	研修会及び視察研修等にかかる経費 ※講師謝金、バス借り上げ代等	
備品購入費	最大20,000円/年	活動を行うために必要な備品・消耗品購入費	
立ち上げ支援費	最大50,000円	立ち上げにかかる会議・研修・印刷費・通信費・備品等	活動を新たに立ち上げた団体及び活動期間1年未満の団体のみ対象とする。

※すべての助成区分において原則、人件費、飲食費、役員手当、慶弔費、負担金等は助成対象外とする。

但し、研修、会議、事業実施に関する飲食費については、1人あたり500円を上限とし、団体研修費より支出することができるが、助成額の3分の1を越えないこととする。

4 前項の助成金は、規程第4条の規定により、予算の範囲内において助成することができる。

5 他の方法及び団体等から補助金等が交付される場合はこれを控除した額とする。

（助成金の財源）

**第7条** 本助成金は、赤い羽根共同募金配分金、本会会費及び寄付金を財源とする。

（助成金の交付条件）

**第8条** 会長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付けるものとする。

- (1) 助成金の収支は、総会において明らかにすること
  - (2) 助成金は、他の用途に使用してはならないこと
  - (3) 助成金の交付を受けた団体は助成金の交付を受けたことを明示すること
  - (4) その他会長が必要と認めること
- 2 助成金の交付にあたっては、規程第5条第3項の規定を適用し助成決定額の範囲内で概算払いを行うことができる。この場合、前項の交付条件に次を加える。
- (1) 余剰金が発生した場合は、その相当額を返還すること  
(状況報告)

**第9条** 助成を受けた当該団体は、会長が別に定めるところにより、助成事業の遂行状況に関し、会長に報告しなければならない。  
(実績報告)

**第10条** 助成を受けた当該団体は、事業完了後速やかに地域生活支援活動実績報告書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。なお、実績報告書には、規程第6条に規定する事業報告書及び決算書及び領収書など関係書類を添付すること。  
(庶務)

**第11条** 助成及び活動支援に係る庶務は、地域福祉課地域係において処理する。  
(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
(助成基準の見直し)
- 2 助成上限額は、施行後3年を目途に評価・見直しを行うものとする。

